

紛争処理規程の一部改正について

1. 改正の内容

○規程第 17 条（調停案の提示）第 2 項、第 3 項及び第 4 項

会員等が調停案の受諾を拒否できる場合として、新たに、会員等が調停案を受諾し難い場合には、当該調停案により支払うべき金銭を本会に預託した上で債務不存在確認訴訟等の訴訟を提起した場合を追加する。

また、預託金については、訴訟に係る第 1 回口頭弁論が行われた後に、当該会員等からの申出により返還する。

○規程第 18 条（紛争仲介の打切り）第 1 項第 3 号

会員等が調停案を受諾し難いとして訴訟を提起した場合も紛争仲介手続きを打切る旨を追加する。

2. 新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

新	旧
<p>（調停案の提示）</p> <p>第 17 条 担当あっせん・調停委員等は、第 14 条に基づき事情聴取等を行った上で、紛争の解決に資するために適当と認めたときは、調停案を作成し、これを当事者双方に回答期限を定めた文書をもって提示してその受諾を勧告するものとする。</p> <p>2 本会は、<u>次に掲げる場合を除き</u>、会員等が正当な理由なく同項の回答期限を経過し又は調停案の受諾を拒否したときは、当該会員等に対し調停案の受諾について定款第 61 条に基づき必要な指示をするものとする。</p> <p>(1) <u>顧客が当該調停案を受諾しないとき。</u></p> <p>(2) <u>顧客が当該調停案を受諾したことを会員等が知った日から 1 月を経過する日までに、会員等から当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴</u></p>	<p>（調停案の提示）</p> <p>第 17 条 担当あっせん・調停委員等は、第 14 条に基づき事情聴取等を行った上で、紛争の解決に資するために適当と認めたときは、調停案を作成し、これを当事者双方に回答期限を定めた文書をもって提示してその受諾を勧告するものとする。</p> <p>2 本会は、<u>前項の規定により作成した調停案を顧客が受諾したにもかかわらず</u>、会員等が正当な理由なく同項の回答期限を経過し又は調停案の受諾を拒否したときは、当該会員等に対し調停案の受諾について定款第 61 条に基づき必要な指示をするものとする。</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p>

新	旧
<p><u>訟が取り下げられていないとき。</u></p> <p>(3) <u>顧客が当該調停案を受諾したことを</u> <u>会員等が知った日から1月を経過する</u> <u>日までに、当該紛争仲介が行われている</u> <u>紛争について、当事者間において当該調</u> <u>停案によらずに和解が成立したとき。</u></p> <p>3 <u>前項第2号の場合の会員等からの訴訟</u> <u>提起は、同号に規定する1月を経過する日</u> <u>までに、当該調停案により支払うべき金銭</u> <u>を本会に預託した上で行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>本会は、前項の規定に基づく預託金を、</u> <u>同項の訴訟に係る第1回の口頭弁論が行</u> <u>われた後に、会員等からの申出により会員</u> <u>等に返還する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第3節 紛争仲介の手続きの終結</p> <p>(紛争仲介の打ち切り)</p> <p>第18条 担当あっせん・調停委員等は、紛争仲介中の紛争が次の各号の一に該当するときは、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、その紛争仲介を打ち切るものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定のほか、担当あっせん・調停委員等は、紛争仲介中の紛争が次の各号の一に該当するときも、その紛争仲介を打ち切ることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>会員等が前条第2項第2号に規定する訴訟を提起したとき。</u></p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	<p>第3節 紛争仲介手続きの終結</p> <p>(紛争仲介の打ち切り)</p> <p>第18条 担当あっせん・調停委員等は、紛争仲介中の紛争が次の各号の一に該当するときは、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、その紛争仲介を打ち切るものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定のほか、担当あっせん・調停委員等は、紛争仲介中の紛争が次の各号の一に該当するときも、その紛争仲介を打ち切ることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

新	旧
<p data-bbox="432 367 576 405">附 則</p> <p data-bbox="225 465 780 591"><u>この規程の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成 24 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1034 367 1139 405">(新 設)</p>

以 上